

ガソリンスタンド事業者の皆様へ

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、

消防法で ① **顧客の本人確認**

② **使用目的の確認**

③ **販売記録の作成**

を行うことが義務づけられています。



※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。
(緊急時は110番)



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



消防庁ホームページ(<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>)を加工して作成しています。

大阪市消防局 予防部 規制課

〒550-8566 大阪市西区九条南1-12-54 TEL:06-4393-6252



セルフスタンドの従業員の方へ

- ・セルフスタンドでは顧客が自らガソリンを金属製容器に小分けする行為は認められておりません。
- ・給油の際は、危険物取扱者の方による安全確認を実施するとともに、顧客による小分け行為がなされないよう、給油中の監視を徹底していただきますようお願いいたします。



ガソリン等の危険物を使用した放火や事故防止にご協力をお願いします。
詳しくは、下記の消防署までお問い合わせください。



大阪市消防局

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① **本人確認** (運転免許証の提示など)

② **使用目的の確認** を行うとともに、

販売記録を作成することが義務付けられています。



⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

ガソリン携行缶



！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

消防庁ホームページ(<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>)を加工して作成しています。

大阪市消防局 予防部 規制課

〒550-8566 大阪市西区九条南1-12-54 TEL:06-4393-6252

